

香川県議会政務調査費交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第30号

香川県議会政務調査費交付条例の一部を改正する条例

香川県議会政務調査費交付条例（平成13年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、<u>香川県議会（以下「議会」という。）</u>の政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(政務調査費の交付)</p> <p>第2条 政務調査費は、月の初日に香川県議会議員である者（以下「議員」という。）<u>に対し交付するものとする。</u></p> <p>2 月の初日において、<u>議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があったときは、前項の規定にかかわらず、当該議員は、政務調査費の交付の対象としない。</u></p> <p>(政務調査費の額等)</p> <p>第3条 政務調査費の額は、<u>月額30万円とする。ただし、月の途中において議員の任期が開始したときは、当該開始した日の属する月は、政務調査費の交付の対象としない。</u></p> <p>2 月の途中において、<u>議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合においても、当該月分の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、<u>香川県議会の政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(政務調査費の交付)</p> <p>第2条 政務調査費は、<u>香川県議会における会派（所属議員が1人であるものを含む。以下「会派」という。）に交付するものとする。</u></p> <p>(政務調査費の月額等)</p> <p>第3条 政務調査費の月額額は、<u>月の初日における当該会派の所属議員数に30万円を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 月の途中において、<u>会派の所属議員数に変更があった場合又は会派が解散した場合においても、当月分の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。</u></p> <p>3 <u>会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。</u></p> <p>(会派の届出)</p> <p>第4条 <u>政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、別に定める事項を香川県議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならない。</u></p>

(知事への通知)

第4条 香川県議会議長(以下「議長」という。)は、毎年度4月3日までに、政務調査費の交付を受ける議員を知事に通知するものとする。

2 議長は、年度の途中において政務調査費の交付を受ける議員に異動が生じたときは、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。

(政務調査費の交付決定等の通知)

第5条 知事は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る議員について政務調査費の交付を決定し、その旨を議長及び当該議員に通知するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(政務調査費の請求及び交付等)

第6条 議員は、前条前段の規定による通知があったときは、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務調査費を知事に請求するものとする。ただし、四半期の途中において新たに議員となった者は、前条前段の規定による通知があったときは、議員となった日の属する月の翌月(議員となった日が月の初日の場合は、当該月。以下この項において同じ。)の10日までに、議員となった日の属する月の翌月以降の当該四半期分の政務調査費を請求するものとする。

2 略

3 四半期の途中において、議員の辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により、議員でなくなったときは、当該議員でなくなった者(議員が死亡した場合にあっては、その相続人)は、速やかに、当該事由の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当該月)以降の当該四半期分の政務調査費を、知事に返還しなければならない。

(政務調査費の用途)

第7条 議員は、政務調査費を議長が別に定める用途基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書等の提出)

当該届出に係る事項に変更があったときも、同様とする。

2 会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、その旨を議長に届け出なければならない。

(知事への通知)

第5条 議長は、前条の規定による届出があったときは、その旨を知事に通知するものとする。

(政務調査費の交付決定等の通知)

第6条 知事は、政務調査費の交付の決定をしたときは、その旨を議長及び当該会派の代表者に通知するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(政務調査費の請求及び交付)

第7条 会派の代表者は、前条前段の規定による通知があったときは、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求するものとする。ただし、四半期の途中において第4条第1項の規定による届出をした場合で前条の規定による通知(政務調査費の減額に係るものを除く。)があったときは、当該届出の日の属する月の翌月の10日までに、同月以降の月数分(当該届出の日が月の初日であるときは、その月の10日までに、同月以降の月数分)を請求するものとする。

2 略

(政務調査費の用途)

第8条 会派は、政務調査費を別に定める用途基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 議員は、年度における政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務調査費による支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 年度の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により、議員でなくなったときは、当該議員でなくなった者（議員が死亡した場合にあっては、その相続人）は、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書に領収書等の写しを添えて、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 略

（会計帳簿等の整理等）

第9条 議員は、政務調査費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（議長の調査）

第10条 議長は、第8条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書等に関し、政務調査費の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、調査を行うことができる。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第11条 議長は、第8条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書等を、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、議長が別に定めるところにより、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとする。

第9条 会派の代表者は、年度における政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、当該解散の日の属する月までの収支報告書を同日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 略

（議長の調査）

第10条 議長は、前条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書に関し、政務調査費の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、調査を行うことができる。

（収支報告書の保存）

第11条 議長は、第9条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書を、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務調査費の返還)

第12条 議員は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該年度においてした政務調査費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費を知事に返還しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。
- 3 前2項の規定は、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があったときについて準用する。この場合において、前2項中「議員」とあるのは、「議員でなくなった者（議員が死亡した場合にあっては、その相続人）」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(政務調査費の返還)

第12条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度においてした政務調査費による支出（第8条の用途基準による支出をいう。）の総額を控除して残余があるときは、当該会派の代表者（当該会派が解散した場合にあっては、当該会派の代表者であった者）に対し、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の香川県議会政務調査費交付条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。